

令和7年9月16日

栃木県産業労働観光部経営支援課長 様

株式会社コメリ
代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

大規模小売店舗の変更計画書に関する指導事項等の回答について

令和7年8月27日付の「大規模小売店舗の変更計画書に関する指導事項等について」
につきまして、別紙のとおり回答いたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・名称 パワー矢板店
 - ・所在地 矢板市富田字三斗蒔 144 番 外
- 2 計画書の名称
 - ・大規模小売店舗立地法第6条第2項に関する変更計画書
- 3 指導事項等についての回答
 - ・別紙のとおり

(別紙)

所管課室等	指導事項等	回 答
<p>資源循環推進課 担当:角田 TEL: 028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<p>○栃木県では令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>○当該店舗では生鮮食料品の取扱いは行っておりませんが、資源循環推進計画並びに食品ロス削減推進計画の趣旨を踏まえ、食料品を取り扱う場合にはエコマークの認定商品の販売をはじめ、包装容器の店頭回収等、リサイクルの推進や食品ロスの削減等に取り組むことと致します。</p>

所管課室等	指導事項等	回 答
<p>交通政策課 担当：湊 TEL: 028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<p>○新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p> <p>○新設駐車場について左折入庫・左折出庫とする対策を行ってください。</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、新規店舗の開店後に渋滞等が発生する場合には、状況を把握したうえで、道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応策を講じることと致します。</p> <p>○新設駐車場の出入口5につきましては、看板設置により左折入出庫としての利用を行うことと致します。</p>

所管課室等	指導事項等	回 答
<p>警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL: 028-623-3808 FAX:028-623-3808</p>	<p>○出入口5については、左折による入出庫のお願いの看板を設置すること。</p> <p>○出入口5の間口を配置図に示し、出入口設置に関して道路管理者との協議があれば写しの提出をお願いします。</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、出入口5につきましては、看板設置により左折入出庫としての利用を行うことと致します。</p> <p>○出入口5の間口を添付図1に表示致します。なお、当該出入口は平成17年から18年にかけて、都市計画法第29条に基づく開発許可申請時に道路管理者等と協議を行って設置され、当時の道路管理者等との協議記録等は存在しませんが既存出入口となります。</p>